

議事要旨(2) IASB における保険契約プロジェクトの検討状況

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より IASB の保険契約プロジェクトの検討状況について概要説明がなされた後、丸岡専門研究員より 2014 年 4 月から 6 月にかけての IASB 会議の暫定決定の内容と第 10 回保険契約専門委員会での意見を踏まえた ASBJ による対応案について説明がなされた。

委員からの主な発言と、それらに対する事務局の回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・保険契約プロジェクトの課題について、IASB の暫定決定の順序に従って議論するのではなく、重要な論点から優先順位を付けて議論等を進めていただきたい。例えば、有配当契約の検討は、2014 年 5 月と 6 月の IASB 会議では教育セッション（暫定決定の対象外）との位置づけであったが、重要性が非常に高いので、主な課題として捉えていただきたい。
 - ・また、保険契約はサービスの要素と金融商品の要素の両方を併せ持つが、IASB では、保険契約をそれぞれの要素に分解して、前者は収益認識基準と整合的な取扱いとし、後者は金融商品基準と整合した取扱いとする方向で検討を進めている。このため、日本の生命保険協会がコメント・レターで提案した統合 OCI アプローチは「今後の検討対象」から除外された。サービスの要素と金融商品の要素を分離する点は、欧州の関係者も含めて問題視しているキャッシュ・フローの分割などの有配当契約における課題にもつながる根本的な考え方であるにもかかわらず、IASB における検討は十分ではないという印象を持っている。したがって、IASB に対して、この問題に関する検討を深めるよう働きかけをお願いしたい。

これに対して事務局からは、次のようなコメントを行った。

- ・ASBJ としては、今後も IASB の議論をフォローし、必要に応じて適宜、意見発信を行っていく予定であり、そのためには、IASB の議論（暫定決定）の順番も踏まえて対応していく必要があると考えている。キャッシュ・フローの分割についても、重要な論点であると認識している。
 - ・また、有配当契約の論点の重要性は認識しているが、欧州のように金融商品の要素が大きい保険契約と、日本のように保障性の要素が大きい保険契約があるなど、国によって有配当契約の内容が大きく異なるので、我が国の生命保険会社の有配当契約の内容に関する IASB 関係者の理解を得るために、関係者と協力して取り組んでいきたい。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ・集約のレベルに関する ASBJ としての対応案は、IASB の暫定決定における考え方を

逆転させて、目的に応じた集約単位で測定することを原則とすべきという趣旨なのか。また、保険契約において集約のレベルを具体的に示すのは難しいと思うが、その点に関する見解も伺いたい。

これに対して事務局からは、次のようなコメントを行った。

- ・ 保険ビジネスの特性を踏まえると、個々の保険契約を集約した一定の単位で測定したうえで、個々の保険契約に配分することが基本的な考え方であると考えている。具体的な集約のレベルについては、関係者から話を聞く限りでは企業等により異なるかもしれないが、各要求事項において適切な一定の集約単位があるのではないかと考えており、引き続き検討を進めていきたいと考えている。

以 上